

北海道知事
鈴木 直道 様
根室振興局長
遠藤 俊充 様

貴職の日頃よりの北海道および根室管内行政推進へのご努力に、心より敬意を表します。
このたび、日本共産党釧根地区委員会と日本共産党根室管内地方議員は、下記の要望事項をとりまとめました。

貴職に置かれましては、要望事項実現のため、関係機関への要請なども含めてご高配下されますよう、強く要望申し上げます。

日本共産党 釧根地区委員会
根室管内地方議員団

言己

根室管内 共通 要望事項

1. 酪農政策について

- (1) 貿易協定交渉の全容公開と影響に関する独自調査の実施、ならびに調査の全面公開
 - ① TPP11、日欧EPAに関する交渉経過、協定内容ならびに我が国農業への影響について、全面的に明らかにするよう国に求めるとともに、本道農業への影響について独自の調査を含め調査を実施し、分かったものから順次公開すること。
 - ② 日米貿易協定交渉、並びに日英貿易協定交渉について、交渉の経過、内容の全容を明らかにするよう国に求めること。
 - (ア) 国民に対し全容を明らかにしないまま交渉を進めることはせず中止するよう国に強く求めること。
 - (イ) また、交渉の内容が本道農業にどのような影響をもたらすか、独自の調査を含め調査を実施し、分かったものから順次公開すること。
 - ③ 昨年の要望に対し、「TPP11 協定及び日EU・EPAについては、本道への影響について継続的に把握する」「日米貿易交渉については、引き続き、的確な情報の収集に努める」との回答があった。本道への影響の把握、情報の収集がどこまで進んだか、具体的にお示しいただきたい。
- (2) 後継者が活用できる新支援制度の創設
 - ① 農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金事業)とは別に、道は、「担い手の経営継承推進事業」、「移住定住新規就農サポート事業」等にとりくんできたが、親元就農を希望する後継者に対しては該当しづらい制度になっている。親元または親

族元就農を希望する後継者を励まし増やすために、極力制約を設けず、希望する後継者が広く活用できる新支援制度を創設すること。

- ② 平成30年度、および令和元年度の根室管内における酪農家の離農数と新規就農数についてお教え願いたい。また、親元、親族元就農の数についてもお教え願いたい。
- ③ 昨年の要望に対し、「道では、高校生を対象とした出前授業等を開催し、若者の就農意欲を喚起するとともに、農業大学校における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導など、国の施策も効果的に活用しながら、後継者をはじめとした新規就農者の支援を進めてきた」「平成30年度からは、営農しながら体系的に経営を学べる「農業経営塾」を展開するなど、今後とも関係機関・団体との連携を図りながら、後継者の育成・確保に取り組んでまいる」との回答があったが、事業成果について具体的にお示しいただきたい。

2. 水産業対策について

(1) 対ロシア漁業外交の強力な推進

- ① 北方四島周辺海域における安全操業について、漁業者がだ捕などの危険にさらされることなく安全な操業が出来るように国に求めること。
- (2) 公海におけるサンマ等の適切な資源管理のため、国際的な対策の推進を求めること。
- (3) サンマ、サケ等の不漁が続いており、資源量を含めた海洋環境等の変化に対する科学的な調査を推進すること。
- (4) 漁業共済・積立プラス制度の拡充など漁業者の所得対策の確立を図り、漁業を持続可能な産業として強化する制度の充実を国に求めること。

3. 「北方領土」に関する問題について

- (1) 「北方領土問題」の解決にむけて、国際正義と道理に基づく力強い対ロ外交を行うよう、国に求めること。
- (2) 北方基金事業について、隣接地域と十分な協議のうえ、新規事業もふくめ地域振興に必要な事業に対する財源対策を引き続き十分に行うこと。
- (3) 隣接地域振興について、北海道が主体となって隣接地域と綿密な協議・連携を図りながら、新たな「一括交付金」制度創設など長期的な視点での地域財源確保対策を確立するよう国に求めること。
- (4) 返還運動の後継者を育成する観点から、その活動参加に対する財政な支援を含めた対策を強化すること。
- (5) 広報・啓発の強化に向けて、より多くの国民が領土問題の現地を訪問するための取り組みを促進すること。
- (6) 北方墓参・自由訪問におけるこれまでの課題の検証と対策の実施。
 - ① 北方墓参・自由訪問の円滑な実施を継続すること。
 - ② 四島における墓地までの道路等の整備、墓地の調査および修復・保全など環境整

備にむけた協議をすすめるよう国に求めること。

- ③ 出入域手続き地点の増設の協議をすすめるよう国に求めること。

4. 新型コロナウイルス感染への対策について

- (1) 医療機関および介護、福祉事業所等への対策について
- ① 感染した患者を受け入れる病院への財政支援の強化。
 - ② 軽症患者を受け入れるための宿泊料用施設を設置した場合に、医師や看護師など医療従事者を派遣すること。
 - ③ 今後の感染拡大に備え、感染防止対策のための物資の備蓄(手袋・消毒液など)に対する支援。
 - (ア) 防護服やN95 マスクなど医療機関で不足する資機材の安定供給への支援。
 - (イ) 介護、福祉事業所における感染防止の物資(消毒液など)の備蓄への支援。
 - ④ 介護・福祉施設では感染者が出た場合、どのような対応を迫られるのか大きな不安がある。感染拡大をしないためにも施設内で入居者の対応が迫られることのないよう体制を整えていただきたい。
- (2) 中小企業・個人経営・働く人の経営と暮らしを守る対策について
- ① 道の行う経営支援策、雇用対策を抜本的に拡充していただきたい。
 - ② 道、国の行う対策事業、支援事業を容易に受けられるよう制度を改善するとともに、制度に対するわかりやすい説明と周知、制度を受けようとしている事業者や個人に対するサポートの体制をさらに整備充実していただきたい。
- (3) PCR検査の抜本的拡充について
- ① PCR検査は診断と同時に防疫を目的として実施し、感染力のある人を見つけ出し、隔離・保護するなど、感染拡大抑止のため力を尽くしていただきたい。特に、介護・福祉施設従事者は職員が感染源となるのではないかと危機感を持っている。クラスター発生源とならないため、PCR検査が優先的に行われるようにしていただきたい。
 - ② 医療従事者、保育士、学校教職員、役場職員など発症の有無にかかわらず、PCR検査を随時実施できるよう体制整備に努力していただきたい。
 - ③ 一般市民、町民に関しても、最小の制約と負担でPCR検査が受けられるよう、体制整備に努力していただきたい。
- (4) 感染確認者の人権保護について
- ① 感染が確認された時、該当者のプライバシーが侵害され、精神的に追い込まれる事例が後を絶たない。そうしたことが起こらないよう、道・振興局としても啓もう・発信に最大限力を入れていただきたい。

5. 自衛隊・矢臼別演習場について

- (1) 在沖縄米海兵隊の移転訓練夜間訓練について、この間の経緯について説明をいただきたい
- ※ 「在沖縄米海兵隊の移転訓練の夜間訓練について、『分散・実施』前の沖縄での訓練でも実施されていたという説明が近年行われるようになったが、以前はこのような説明はなかった。なぜ、説明が変わったのか説明していただきたい。
 - ※ また、沖縄で夜間訓練が行われていたというのであれば確証を示していただきたい」との要望に対し、「分散・実施前の沖縄における訓練について夜間訓練を実施していた旨を北海道防衛局か

ら聞いているところであるが、経緯等の詳細等については示されていない」との回答が昨年であった。その後、振興局、道として調査、聞き取り等は行ってこられたか。防衛局の回答はどうであったか。この間の経緯について説明いただきたい。

(2) オスプレイ飛行訓練はしないこと

- ① 本年 1 月から 2 月にかけて道内で行われた日米共同訓練(ノーザン・ヴァイパー 2020)においてオスプレイ訓練が行われ、予定としては矢臼別演習場でも訓練が実施されるようになっていたが、矢臼別演習場でのオスプレイ飛行訓練は中止となった。その理由、経緯について道は調査しているか。しているとしたら、どのような調査をし、調査結果はどうであったか。道として、矢臼別演習場におけるオスプレイ飛行訓練中止の理由、経緯についてどのように把握しているか、伺いたい。
- ② 矢臼別演習場におけるオスプレイ飛行訓練については、2020年(令和2年)1～2月だけでなく、胆振東部地震により中止とはなったが2018年(平成30年)9月にも予定されていた。今後も実施が予定される公算は大きいものと思うが、多くの欠陥が指摘されているオスプレイの飛行訓練は行わないよう、国に要請すること。

(3) 矢臼別演習場での自衛隊訓練・演習の拡大をやめ、縮小すること

- ① 自衛隊訓練・演習の拡大をやめ、縮小するよう、道としても関係機関に働きかけること。
- ※ 最近演習場外での訓練が増えている。昨年度は、一般道を使った大量の自衛隊車両による機動訓練(7/10)や戦車など超重量の戦闘車両による自走訓練(8/26)が行われた。また、これまで 22 時を越える深夜及び 5 時前の早朝はしないことになっていた航空機の飛行訓練が慣例を破って行われる事例(昨年 9 月 3 日から 4 日にかけて)が起きている。演習場外の訓練、時間を越えての訓練が増えていることに住民は危惧を感じている。
- ② 8 月から 9 月にかけて行われる「実動対抗演習」の中止を関係機関に要請すること。
- ※ 今年 6 月 30 日から 7 月 8 日にかけて行われた、陸上自衛隊第 7 師団と第 9 師団による「実動対抗演習」では、演習場内に住む一般町民の生活道路上を塞ぐ形で訓練隊員が休憩していたり、通告時間外に射撃をしたり、別海町内のスーパーマーケットでマスクを付けない隊員が多数買い物をしたりと、多くの問題を引き起こした。8 月 15 日から 9 月 21 日まで第 5 旅団と第 10 師団による「実動対抗演習」が行われることが公表されたが、前回重大な問題をおこしているだけでなく、新型コロナ禍にあって、その対策に予算を集中させなければならないときに、大規模な演習で莫大な税金を使うことは許されることではない。

6. 教育について

(1) 教職員定数・学級定数について、国に改善を求めるとともに道独自の対策をおこなうこと。

※ 道としては、小学校第 1・第 2 学年、及び中学校第 1 学年の少人数学級を実施しており、国に対して教職員定数・学級定数の改善を強く求めていることは承知しているが、更なる改善が急務となっている。とりわけ、新型コロナ感染の影響は長期に及ぶとされているときでもあり、30 人～40 人の児童生徒を一つの教室に押し込めて学習させる危険性を考えると、一刻も早く改善を図らなければならない。道が教職員定数・学級定数の改善を国に対して要望

し続けておられることも承知しているが、国に対して改善を求めていくことと同時に道独自で対策をとる必要があるのではないかと。

(2) GIGA スクール構想について

- ① 生徒用の学習用端末機器の維持更新にかかる費用について国庫補助の対象とするよう求めること。
 - ② ICT 支援員や GIGA スクールサポーターの人材確保に対する紹介や情報提供などの支援を行うこと。
- (3) GoTo トラベル事業について修学旅行での活用が求められているが、旅行業者ごとに旅行代金割引等の配分予算に差がある。新型コロナウイルス感染症対策のため修学旅行の経費が増嵩することも予想されるが、保護者負担の著しい増加やまた学校ごとに大きな格差が生じることをないよう対策を行うこと。

7. 地域医療の確保について

- (1) 北海道地域医療構想にもとづく医師・看護師など医療従事者の確保対策の推進。地域ごとの偏在の是正とともに地域が必要とする医師数の要請を引き続き推進すること。
- (2) 自治体病院の施設整備や医療機器に対する財政支援をおこなうこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により病院収入減に対する財政支援を国に求めること。
- (4) 宿泊料用施設を設置した場合の医師など医療従事者の派遣。
- (5) 防護服や N95 マスクなど医療機関で不足する資機材の安定供給への支援。

8. 水道施設整備に対する国の補助制度の拡充

- (1) 老朽管の更新に対する補助の拡充を求めること。

根室市 要望事項

1. 海岸線の保全について

- (1) 根室半島は海水面の上昇が指摘され、他の地域にみられない逼迫した状況となっている。近年の異常気象など災害への対策の観点から、北海道が実施する海岸保全と浸食対策の事業について、予算措置の増額をはかること。

2. 北方四島との共同経済活動について

- (1) 四島周辺海域を活用した特定共同経済活動についても、周辺海洋環境の調査をふくめ、ロシア側や四島側との協議をすすめていくよう求めること。

3. 根室高等学校における ICT 教育環境整備の促進

別海町 要望事項

1. 道々830号泉川西春別線の改良補修について

- (1) 道々830号線は1974年に認定されたが、現在舗装面の痛みも激しくなっており、自動車走行のおりの振動も大きくなってきていることから、改良補修の実施を求めてきた。部分的な改修は行われてきたが、劣化の進行が加速している。全面改修が急がれるのではないかと思うが、考えをお聞かせ願いたい。
- (2) 昨年「H30より西春別市街地(R243)側から1.8kmの調査設計を行い、舗装のひび割れや路肩部の沈降状況により全面改修区間として計画している」との回答があったが、進捗状況、および今後の計画をお知らせいただきたい。

羅臼町 要望事項

1. トドによる漁業被害の対策

- (1) 根室海峡に来遊するトドの個体数データの蓄積を図るため、現在の目視調査よりも精度の高い調査を実施すること。
- (2) トドによる深刻な漁業および漁具被害が発生し、漁業継続が困難な状況にあるため、各種支援対策の拡充を図ること。

2. 羅臼漁港の整備促進

- (1) 羅臼漁港の観光船乗下船場所前の野積場への待合所、トイレおよび屋根の整備を可能とする制度の創設。
- (2) 環境衛生管理型漁港として整備されている羅臼漁港において、定低温清浄海水取水にともなう取水・送水ポンプ及び周辺機器等の更新及び大規模改修について、着実な更新・修繕をおこなうこと。
- (3) 低温清浄水の取水量が著しく低下しており、早期の原因究明調査と取水量の回復対策のための取水管増設をおこなうこと。

以上